

公 告

令和3年度における平均標準報酬月額について、下記の通りとすることとしたので公告する。

令和3年3月26日

全日本理美容健康保険組合

理事長 井出 隆夫



記

公告番号	年月日	公告事由
02-005	令和3年3月26日	令和3年度における平均標準報酬月額について

- 令和2年9月30日現在の平均報酬月額 279,062円
- 令和3年度における平均標準報酬月額（等級）280,000円（21等級）
- 適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※上記2は、任意継続被保険者の令和3年度における上限額として適用する。

以上